

ピンク＝県政与党系、青＝県政野党系、黄色＝中立系							
選挙区	候補者名(敬称略)	年齢(※5月3日時点)	政党	①憲法改正についてA変えた方がいしB変えない方がいしC分からない	②憲法9条についてA自衛隊についてのみ明記した方がいしB自衛隊以外の内容も含めて全体的に変えた方がいしC変えない方がいしD分からない	③憲法9条以外の憲法改正について考えをお聞かせください(120字以内)	④憲法9条以外の憲法改正について考えをお聞かせください(120字以内)
国頭郡区	仲里全孝	(59)	自民現1	A	自民党では憲法改正に関する条文イメージとして、①自衛隊の明記、②緊急事態対応、③合区解消・地方公共団体、④教育充実の2項目を掲げ、実現に向けて取り組んでいる。	B	①自衛隊の明記、②緊急事態対応、③合区解消・地方公共団体、④教育充実の2項目を掲げており、来年は自民党結党から70年の節目の年であり、本年中に我が党の党是である憲法改正実現のため、国民投票を通じ、主権者である国民の判断を仰ぐことを目指す。
	喜納政樹	(52)	無新	B	施行後、長い年月が経っている憲法は、現代社会の生活ニーズに合わせた改定は多少必要になると理解する。それでも平和憲法の基本は揺るがすものではない事が条件だ。	C	施行後、長い年月が経っている憲法は、現代社会の生活ニーズに合わせた改定は多少必要になると理解する。
	儀保唯	(39)	無新	B	日本国憲法は、立憲主義に基づき、国家権力を制限して国民の権利・自由を守る規範であり、特に戦争放棄や人権条項などは、日本が世界に誇れるものである。万津梁の精神をもつ沖縄が、アジアにおいて平和の拠点となるためにも改正すべきではない。	C	特に自民党草案の緊急事態条項は、発動要件や手続きが曖昧であり、権力に対する監視を無力化してしまう恐れがある。災害対応などは現行法が機能しており、三権分立・地方自治・基本的人権の尊重を制限し、時の政権の恣意性を強める緊急事態条項は危険である。
	山里将雄	(67)	無現1	B	日本国憲法は、恒久平和や人権条項など世界に誇る平和憲法である。すべての国民の権利と暮らしを守る礎であり改正の必要はない。自民党草案で緊急事態条項の設置があるが、権力による恣意的運用の恐れはあり危険。	C	憲法9条は「戦争の放棄」「戦力の不保持」「交戦権の否認」を定めている。日本は第二次大戦後80年近く戦争をしていない。長く平和を維持できているのは憲法の「平和主義」と9条の規定によるものである。憲法9条は守り続けるべきであり変えてはならない。
名護市区	比嘉忍	(56)	自民新	A	自民党では憲法改正に関する条文イメージとして、①自衛隊の明記、②緊急事態対応、③合区解消・地方公共団体、④教育充実の2項目を掲げ、実現に向けて取り組んでいる。	B	①自衛隊の明記、②緊急事態対応、③合区解消・地方公共団体、④教育充実の2項目を掲げており、来年は自民党結党から70年の節目の年であり、本年中に我が党の党是である憲法改正実現のため、国民投票を通じ、主権者である国民の判断を仰ぐことを目指す。
	伊波勝也	(65)	無新				

	照屋大河	(52)	社民現4	b	いかなる明文改憲、解釈改憲にも反対。改憲論議そのものがアジアをはじめとする国際社会に9条破壊を想起させ、緊張感を高めるだけ。世界に誇れる平和憲法の理念実現を求めるべき。	c	憲法9条の理念こそ国際社会が求める規範。自衛隊の「国防軍」化、国家緊急事態条項の創設などあらゆる9条改憲策動にも反対する。	コロナ対策を口実にした「緊急事態条項創設」など自民党の改憲4項目は現行憲法下でも対応可能で、お話し改憲こそ不要不急だ。平和憲法の掲げる理念を活かす政治に力を尽くすべきだ。
	山内末子	(66)	無現4	B	平和憲法として世界からも評価が高い。緊張感高まる世界の軍事情勢。今こそ戦争をしない日本の柱である憲法を誇らしく世界へアピールすべき。	C	憲法9条が日本の国を守ってきた。どの国からも攻められない権になっていると言っても過言ではない。恒久平和の日本の魂である。	改正せずとも法制度の確立で充分である。
	喜屋武力	(64)	自民新	B	自民党では憲法改正に関する条文イメージとして、①自衛隊の明記、②緊急事態対応、③合区解消・地方公共団体、④教育充実の2項目を掲げ、実現に向けて取り組んでいる。	B	自衛隊については、憲法改正により自衛隊をきちんと憲法に位置づけ、「自衛隊違憲論」は解消すべきであり、現行の9条1項・2項とその解釈を維持し、自衛隊を明記するとともに自衛の措置(自衛権)についても言及すべきと考える。	①自衛隊の明記、②緊急事態対応、③合区解消・地方公共団体の2項目を掲げており、来年は自民党結党から70年の節目の年であり、本年中に我が党の党是である憲法改正実現のため、国民投票を通じ、主権者である国民の判断を仰ぐことを目指す。
	大屋政善	(67)	自民新	A	時代に即した内容を含め改正したほうがいい	B		感染症予防対策に必要な権利制限、国民投票を通じ、主権者である国民の判断を仰ぐことを目指す。
	西新屋光男	(65)	無新	A	時代に合わなくなったところは変えたほうがいいと思う	A	政府は反撃能力の保有を安保関連三文書に盛り込んだのだから、その点もしっかりと議論してほしい。	憲法9条以外は改正しなくていいのではないかと思う。
	島袋あかり	(43)	無新	A		A		時代に合わせていくべき
うるま市区	松田久男	(62)	無新	C	憲法改正は単純な賛成反対では判断できない。内容が問題であり個別事項ごとに判断は異なる。	A	国防の為に自衛隊は必要であり現に存在する。これを無いように考える事はできない。	緊急事態条項の新設についてはある程度必要性は認めるが、いかにして政府の暴走を防ぐかの検討は十分にされるべきであり、慎重を要する。
	中川京貴	(61)	自民現4	A	自民党では憲法改正に関する条文イメージとして、①自衛隊の明記、②緊急事態対応、③合区解消・地方公共団体、④教育充実の2項目を掲げ、実現に向けて取り組んでいる。	B	自衛隊については、憲法改正により自衛隊をきちんと憲法に位置づけ、「自衛隊違憲論」は解消すべきであり、現行の9条1項・2項とその解釈を維持し、自衛隊を明記するとともに自衛の措置(自衛権)についても言及すべきと考える。	①自衛隊の明記、②緊急事態対応、③合区解消・地方公共団体の2項目を掲げており、来年は自民党結党から70年の節目の年であり、本年中に我が党の党是である憲法改正実現のため国民投票を通じ、主権者である国民の判断を仰ぐことを目指す。

				過去の政権は軍の暴走を食い止めきれなかったこと反省に立った恒久平和主義を謳う世界に誇れる日本憲法である。国の権力を制限し国民の人権を保障する役割を持つ最高法規である。政権が国の権力の制限を取り除こうとする動きであり改正は不要。		国権の発動たる戦争と武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する、と恒久平和主義を明確に謳っている9条全文こそが世界に誇れる日本国憲法の神髄である。	憲法を改正してまで定めなくても法律や政令等で充分対応可能である。
	仲宗根悟	(66)	無現4	B	C		
	新垣光栄0	(60)	無現2	B	C	憲法9条の改正が日本の恒久平和主義と立憲主義を壊す。「世界共通の敵は戦争それ自体であり」全世界が希求する基本理念である。武力による威嚇又は行使は国際紛争を解決する手段としては永久にこれを放棄すると掲げている憲法9条を変える必要はない。	
	上里善清	(66)	社民現1	B	C	日本は憲法9条で他国との紛争や戦争の時代を乗り越え、他国の信頼につながり繁栄してきた。ロシアのウクライナ侵攻やイスラエルのガザ攻撃など世界は大きな瀬戸際に立っているが、戦争がいかに愚かか明白だ。日本は9条を守り世界に共存思想を訴えるべき。	日本の三権分立は危機的状況。立法権は国会にあるが、行政権や司法権が歪められ民主主義が脅かされている。特に司法権をつかさどる裁判官の任命は時の権力者が決めており、権力者への忖度裁判官に成り下がっている。最高裁判官も選挙制度にすべき。
	宮里洋史	(37)	自民新	A	B	自衛隊については、憲法改正により自衛隊をきちんと憲法に位置づけ、「自衛隊違憲論」は解消すべきであり、現行の9条1項・2項とその解釈を維持し、自衛隊を明記するとともに自衛の措置(自衛権)についても言及すべきと考える。	①自衛隊の明記、②緊急事態対応、③合区解消・地方公共団体、④教育充実の2項目を掲げており、来年は自民党結党から70年の節目の年であり、本年中に我が党の党是である憲法改正実現のため、国民投票を通じ、主権者である国民の判断を仰ぐことを目指す。
中頭郡区	米須清一郎	(54)	無新	B	C		
	仲村未央	(51)	立民現4	B	C	前文・条文全体を通して戦争放棄、平和主義を貫いている。世界に冠たる平和憲法として守り活かすべきだ。	憲法尊重擁護義務を果たす立場にある為政者、権力者からの提起については慎重である。改正を急ぐ必要はない。
	花城大輔	(52)	自民現3	A	B	自衛隊については、憲法改正により自衛隊をきちんと憲法に位置づけ、「自衛隊違憲論」は解消すべきであり、現行の9条1項・2項とその解釈を維持し、自衛隊を明記するとともに自衛の措置(自衛権)についても明記すべきと考える。	すべての条項を解りやすく書き換えることに加え、憲法前文については、我が国の成り立ち、歩んできた歴史、日本人の持つ美学、精神性を表記し、憲法前分を読む国民が、我が国に誇りが持てるような内容にするべきである。

	小渡良太郎	(44)	自民現1	A	制定後70年余が経過し、時世に合わなくなった条文もある以上、少なくとも見直しの議論をはじめめることは必要不可欠である。	B	自衛隊については、憲法改正により自衛隊をきちんと憲法に位置づけ、「自衛隊違憲論」は解消すべきであり、現行の9条1項・2項とその解釈を維持し、自衛隊を明記するとともに自衛の措置(自衛権)についても言及すべきと考える。	①自衛隊の明記、②緊急事態対応、③合区解消・地方公共団体、④教育充実の2項目を掲げており、来年は自民党結党から70年の節目の年であり、本年中に我が党の党是である憲法改正実現のため、国民投票を通じ、主権者である国民の判断を仰ぐことを目指す。
	島袋恵祐	(37)	共産現1	B	日本国憲法の全条項を守り、とくに平和的民主的諸条項の完全実施をめざす。変えるべきは憲法ではなく、憲法をないがしろにする政治だ。	c	「戦争放棄」「戦力不保持」「交戦権の否認」が定められている平和憲法を守り、生かす政治こそが必要。	日本国憲法の全条項を守り、とくに平和的民主的諸条項の完全実施をめざす。変えるべきは憲法ではなく、憲法をないがしろにする政治だ。
	幸喜愛	(58)	社民新	B	軍事力強化を目指す方向への改正と言わざるを得ず、国民の平和と安全を守るための改正とは思えない。	C	世界に誇る平和憲法であり、国際社会が求める理念。自民党の言う改憲案改正の必要はなく、現行憲法で対応可能だと考える。今こそ平和憲法の掲げる理念を生かす政治に努めるべきである。	世界に誇る平和憲法であり、国際社会が求める理念。自民党の言う改憲案改正の必要はなく、現行憲法で対応可能だと考える。今こそ平和憲法の掲げる理念を生かす政治に努めるべきである。
沖縄市区	高橋真	(47)	公明新	-	「エ・どちらでもない」選択肢を追加。現在の憲法の理念を高く評価する。平和・人権・民主の3原則は堅持しながら、時代の変化に合わせて必要な事項を加える「加憲」の立場である。	C	専守防衛に徹し、その範囲内で抑止力を保持する。この理念は、国民に理解され浸透している。あえて変える必要はない。	地球環境が温暖化の影響により気候変動など大きく変化している。地球環境を保護する理念の追加や人権を尊重する等の理念を加える議論があってもよい。
	又吉清義	(66)	自民現3	A	自民党では憲法改正に関する条文イメージとして①自衛隊の明記②緊急事態対応③合区解消、地方公共団体④教育充実の2項目を掲げ、実現に向けて取り組んでいる。	B	自衛隊については憲法改正により、自衛隊をきちんと憲法に位置づけ、「自衛隊違憲論」は解消すべきである。	自衛隊については憲法改正により、自衛隊をきちんと憲法に位置づけ、「自衛隊違憲論」は解消すべきである。
	吳屋宏	(65)	自民現3	A	自民党では憲法改正に関する条文イメージとして、①自衛隊の明記、②緊急事態対応、③合区解消・地方公共団体、④教育充実の2項目を掲げ、実現に向けて取り組んでいる。	B	自衛隊については、憲法改正により自衛隊をきちんと憲法に位置づけ、「自衛隊違憲論」は解消すべきであり、現行の9条1項・2項とその解釈を維持し、自衛隊を明記するとともに自衛の措置(自衛権)についても言及すべきと考える。	①自衛隊の明記、②緊急事態対応、③合区解消・地方公共団体、④教育充実の2項目を掲げており、来年は自民党結党から70年の節目の年であり、本年中に我が党の党是である憲法改正実現のため、国民投票を通じ、主権者である国民の判断を仰ぐことを目指す。

	玉城健一郎	(39)	無現1	B	ウクライナやガザ地域での紛争が続く中、恒久平和や人権条項など、世界に誇る日本国憲法は改正せず保持すべき。万国津梁の精神をもつ沖縄が、アジアにおいて平和の拠点となるためにも日本国憲法の基本理念を守り平和国家としての歩みを続けるべきだ。	C	沖縄戦から79年、県民の平和を希求する思いは脈々と受け継がれてきた。各地で悲惨な紛争が起こる中、平和主義の理念を実現するために規定されている憲法9条を守ることが今こそ大事である。憲法9条を維持することが世界の恒久平和につながることを考える。	国民的議論が十分になされていない中、現時点で憲法改正が必要とは考えていない。一方、情報化社会(SNSで一瞬にして情報が伝播する)の現代にあった人権保障や、政府の情報公開の在り方、憲法裁判所の設置、地方自治の充実など、議論すべき課題もある
	宮城一郎	(56)	社民前1	B	世界を見渡せば改憲はアンタツチャブルではない。しかし、日本国憲法は過去我が国が戦争で犯した悪行を戒め、国際平和に貢献していくという理念が根本である。未だに好戦的主張を繰り返す政権下では改憲を語る資格はない。	C	沖縄戦を生き抜いた先人達が、「もう家族が、友が、愛する人たちが命を失わなくても良い時代がやって来る」と未来への希望を見た。9条はそれを具現化したものであり、必ず守らなければならない条文である。	改憲はアンタツチャブルではない。しかし、それを悪用して改憲は「悪い事ではない」を「蟻の一穴」にし、好戦的国家に誘おうとする輩が存在する。まずは改憲の必要性、合理性など立法事実の検証を優先すべき。
宜野湾市区	仲西春雅	(62)	立民新	B	平和主義を規定している憲法を現在の状況で改定する必要はないと考えます。	C	自民党の憲法9条案は、9条2項の法的拘束力を失わせるため、交戦権の否認などを定めた部分に反対します。	
	西銘純恵	(73)	共産現4	B	日本国憲法前文は「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないように主権が国民に存することを宣言して、9条は、世界に誇る平和主義が貫かれている。憲法の国民主権、基本的人権、生存権、地方自治など全条項を実施すべき。	C	憲法9条は世界の宝。天皇制の先制政治の下で、アジアへの侵略戦争で、アジアで2000万余、沖縄戦で20万余の命が犠牲になった痛苦の反省に立つて憲法9条がある。戦争をしない、軍事力を持たないと定めた憲法9条を堅持して、世界の平和に貢献すべき。	日本国憲法を逸脱する法律が存在している現状こそ問題。日本国憲法を全面実施すれば、平和で基本的人権や個人の尊厳が守られ、教育無償、8時間労働、安定した暮らし、尊厳ある人間らしい文化的、経済的、希望的、希望の広がる日本の国が実現する。
	当山勝利	(61)	社大現2	B	これまで、日本国憲法があるが故に日本は戦後復興し、繁栄することができた。現時点においても何ら改正するべき必要性は、どこにも見当たらない	C	日本国憲法の柱の一つが第9条である。これがあるからこそ、日本の平和を保ち、経済発展することが出来た。今後守るべきである。	日本国憲法を改正する必要はない。
	島尻忠明	(57)	自民現1	A	自民党では憲法改正に関する条文イメージとして、①自衛隊の明記、②緊急事態対応、③合区解消・地方公共団体、④教育充実の4項目を掲げ、実現に向けて取り組んでいる。	B	自衛隊については、憲法改正により自衛隊をきちんと憲法に位置づけ、「自衛隊違憲論」は解消すべきであり、現行の9条1項・2項とその解釈を維持し、自衛隊を明記するとともに自衛の措置(自衛権)についても言及すべきと考える。	①自衛隊の明記、②緊急事態対応、③合区解消・地方公共団体、④教育充実の2項目を掲げており、来年は自民党結党から70年の節目の年であり、本年中に我が党の党是である憲法改正実現のため、国民投票を通じ、主権者である国民の判断を仰ぐことを目指す。
	松下美智子	(68)	公明新	-	「どちらでもない」の選択肢を加えました。現在の憲法の理念を高く評価する。平和・人権・民主の3原則は堅持しながら、時代の変化に合わせて環境、プライバシー、地方自治などの必要な事項を加える加憲の立場である。	C	専守防衛に徹し、その範囲内で抑止力を保持する。この理念は、国民に理解され浸透している。あえて変える必要はない。	地球環境が温暖化の影響により気候変動など大きく変化している。地球環境を保護する理念の追加や人権を尊重する等の理念を加える議論があってもよい。



浦添市区	古波蔵保尚	(46)	維新新	A	日本維新の会の方針。	A		日本維新の会の方針。
	上原章	(68)	公明現5	-	「どちらでもない」の選択肢を加えました。現在の憲法の理念を高く評価する。平和・人権・民主の3原則は堅持しながら、時代の変化に合わせて必要な事項を加える加憲の立場である	C	専守防衛に徹し、その範囲内で抑止力を保持する。この理念は、国民に理解され浸透している。あえて変える必要はない	地球環境が温暖化の影響により気候変動など大きく変化している。地球環境を保護する理念の追加や人権を尊重する等の理念を加える議論があってもよい
	當間盛夫	(63)	維新現5	A	戦後約80年、環境や経済・教育等時代は変化しているのに、憲法が時代に合致していない。議論不足で国会の審議が伝わらない。	A	憲法9条2項の侵略戦争放棄と自衛防衛があいまい。自衛隊の在り方は丁寧に議論すべきだ。	
	渡久地修	(71)	共産現4	B	「国民主権」「基本的人権の尊重」「平和主義」の3原則を持った日本国憲法は世界に誇るべきものである。要は、長年の自民党政治の下でこの憲法が軽んじられ守られていないことが問題であり、憲法を変えるという前に、憲法に基づいた政治を行うべきである。	C	戦争と武力による威嚇または武力の行使は、永久にこれを放棄することを誓い、その目的を達するため戦力を持たず、交戦権を認めないと定めている。今、自衛隊は敵基地攻撃能力を持ち、米国と一緒に戦争に参加するようになるなど危険な動きが加速している。	「国民主権」「基本的人権の尊重」「法の下での平等」「健康で文化的な最低限の生活を営む権利」など日本国憲法を明確に定めている。要は、政府が日本国憲法を守り実践することが求められているのである。
	比嘉瑞己	(49)	共産現3	b	国民主権、基本的人権の尊重、恒久平和主義を掲げた日本国憲法は、沖縄県民が「祖国復帰運動」にかけた願いであり、憲法改悪に反対	c	憲法9条には「武力の行使、武力の威嚇」を禁じた国連憲章よりもさらに踏み込み、「戦争放棄」とともに一切の「戦力不保持」を明記している。広島・長崎への原爆投下を経験した日本の恒久平和主義の決意が込められている	憲法を遵守し尊重すべき。立憲主義を守るべき
	西銘啓史郎	(66)	自民現2	A	自民党では憲法改正に関する条文イメージとして、①自衛隊の明記、②緊急事態対応、③合区解消・地方公共団体、④教育充実の4項目を掲げ、実現に向けて取り組んでいる。	B	自衛隊については、憲法改正により自衛隊を明確に位置づけ、「違憲論」は解消すべきである。現行の9条1項・2項とその解釈を維持し、自衛隊を明記するとともに自衛権についても言及すべきと考える。	自民党では①自衛隊の明記、②緊急事態対応、③合区解消・地方公共団体、④教育充実の4項目を掲げており、党是である憲法改正実現のため、国会での議論や国民的議論も深める必要がある
	新垣淑豊	(48)	自民現1	A	自衛隊の憲法での位置づけに合わせて、緊急事態条項などをしっかりと定めるべきである。これまで戦後78年余に及ぶ「憲法を変えない」ではなく、今の時代に適したものとすること、よりよいものにするということと考えて議論し実行する時にきていると思う。	B	憲法の1の回答に記載に沿って	自衛隊、緊急事態条項に加え、参議院の合区解消は今後の人口の分布を考え、地元の声を取り入れるための改善の必要がある。アメリカの上院議員選挙のような仕組みも良いと思う。また教育充実などを図ることも大切である

仲村家治	(62)	自民現1	A	自民党では憲法改正に関する条文イメージとして、①自衛隊の明記、②緊急事態対応、③合区解消・地方公共団体、④教育充実の4項目を掲げ、実現に向けて取り組んでいる。	B	自衛隊については、憲法改正により自衛隊をきちんと憲法に位置づけ、「自衛隊違憲論」は解消すべきであり、現行の9条1項・2項とその解釈を維持し、自衛隊を明記するとともに、自衛の措置(自衛権)についても言及すべきと考える。	①自衛隊の明記、②緊急事態対応、③合区解消・地方公共団体、④教育充実の4項目を掲げており、来年は自民党結党から70年の節目の年であり、本年中に我が党の党是である憲法改正実現のため、国民投票を通じて、主権者である国民の判断を仰ぐことを目指す。
喜友名智子	(47)	立民現1	B	日本国憲法は国家権力の乱用を制約し国民の人権・権利を守るもの。「国民主権」「基本的人権の尊重」「平和主義」の実現は政治の大きな役割である。沖縄は特に25条「生存権」、14条「法の下での平等権」、95条「地方自治特別法」も活用できる権利である。	C	現在の安保法制を前提に自衛隊を明記すれば、集団的自衛権の行使容認を追求することになる。専守防衛を旨とした平和主義という憲法の基本原則がひるがえされる。	国民生活にとって重要な事項を、国会の議論を経ずに閣議決定して事後承認を求めるような恣意的な権力の乱用を制約し、個人の人権・国民の権利を守るための憲法改正であれば議論の意味がある。
上原快佐	(44)	無現1	b	憲法は国民が国家を縛るためのものであり、国民からの要求がない限り変えてはならない	c	憲法9条によって今の日本は平和を維持している。よって、変える必要はない	憲法は国民が国家を縛るためのものであり、国民からの要求がない限り変えてはならない
與儀喜邦	(67)	立民新	b	現在の憲法は国民の人権を保障し、法支配の理念が活かされており権力の抑制にはたっている。戦争放棄の9条をはじめ、基本的人権や平和主義を守っていくうえでも、今の憲法を改定する必要を感じない	c	憲法9条は、先の大戦の反省を踏まえ、戦争放棄、戦力の不保持、交戦権の否認を現わしている。将来にわたる戦争に巻き込まれないためにも、現行のままでよい。平和憲法として最も大事な条文であり、改定は必要でない	戦争放棄を掲げた9条を含めた日本国憲法は国民の宝であり、平和主義が保たれているため今のままでよい。憲法改正の必要性を感じない
喜屋武幸容0	(50)	社民新	b	世界各地で紛争が絶えない昨今の情勢を考えると、憲法が定めている平和主義について改めて深く思いを寄せる必要がある。この基本理念があってこそ、世界にどのような態度を示すべきなのかを確認することが出来る。この理念を曲げてはならない	c	戦争放棄が宣言されている9条を変えなければならない。現憲法下においてすでに自衛権の保持が認められている。これを改悪し、戦争放棄の理念が無きものにされることがあってはならない。	特に改正の必要性は無いものとする
糸数昌洋	(63)	公明新	-	「どちらでもない」の選択肢を加えました。現在の憲法の理念を高く評価する。平和・人権・民主の3原則は堅持しながら、時代の変化に合わせて必要な事項を加える加憲の立場である	C	専守防衛に徹し、その範囲内で抑止力を保持する。この理念は、国民に理解され浸透している。あえて変える必要はない	地球環境が温暖化の影響により気候変動など大きく変化している。地球環境を保護する理念の追加や人権を尊重する等の理念を加える議論があってもよい
平良識子	(45)	社大新	B	日本国憲法により戦後日本はアジアにおいて一定程度評価されたのではない。憲法改正の最大目的が自衛隊の国軍化であれば、日本アジア全体の平和が後退することになる	C	日本国憲法9条があるからこそ、日本は世界に評価されている一つである。また将来的に日本の軍事暴走をさせないためにも、9条は変えるべきではないと考える	日本国憲法は改正する必要はない

伊那市・南部離島区	吉嶺努	(47)	無(自民推薦)新	A	自民党では憲法改正に関する条文イメージとして、①自衛隊の明記、②緊急事態対応、③合区解消・地方公共団体、④教育充実の4項目を掲げ、実現に向けて取り組んでいる。	B	自衛隊については、憲法改正により自衛隊をきちんと憲法に位置づけ、「自衛隊違憲論」は解消すべきであり、現行の9条1項・2項とその解釈を維持し、自衛隊を明記するとともに自衛の措置(自衛権)についても言及すべきと考える。	①自衛隊の明記、②緊急事態対応、③合区解消・地方公共団体、④教育充実の2項目を掲げており、来年は自民党結党から70年の節目の年であり、本年中に我が党の党是である憲法改正実現のため、国民投票を通じ、主権者である国民の判断を仰ぐことを目指す。
	坂井浩二	(49)	無(自民推薦)新	A		A	国民の生命・財産を守る自衛隊をきちんと憲法に位置づけることは大切である。	現実に即した条文になっているか今後精査したい。
	宮城恵美子	(75)	無新	B	内容が優れた憲法であるから。国民はいかに活かすかを考えるべきである。	C	9条は平和主義の1丁目1番地である。活かそう。そして世界に広めよう。	9条以外も今は変える必要性はない。
	前泊美紀	(51)	無新	b	平和主義は変えるべきでない。現代に適した新しい権利の補償も課題。十分な国民議論が必要で改正を急ぐべきではない。	c	平和主義は変えるべきでない。自衛隊の位置づけの議論と整理が必要。	知る権利、環境権や家族のあり方の変化に対応した、現代に適した権利の保障について、まずは十分な議論が必要である。
	座波一	(64)	自民現2	A	時代に合った憲法に変えることは、民主国家として当然である。現憲法の理念は尊重されるべきである。	A	防衛力を伴った外交こそ、効果が現れる。理想、空想で平和を主張しても、実現できない。そのためには、自衛隊を明確に憲法に位置づけるべき。	緊急事態に対応できる条項を作らなければならない。現在は災害対策基本法でしか対応できない。
島尻市・南城市区	玉城武光	(75)	共産現2	B	「専守防衛」を投げ捨てよと叫び、9条改憲案を提示し、「核共有」を岸田政権はけしかけている。「力対力」で対抗したら際限のない悪循環に陥り、戦争への危険を増大させる。	c	戦争放棄の平和憲法は改定すべきでない。	戦争放棄の平和憲法は改定すべきでない。
	徳田将仁	(36)	自民新	A	時代の変化に対応していくことは大切なことであると考えている。	B	自衛隊を憲法に位置づけ、現行の9条1項・2項とその解釈を維持しながら、自衛隊を明記し自衛権についても言及すべき。	憲法においても時代の変化に対応していくことは大切なことであり、改正については衆参両議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が発議をし、国民に提案することから、主権者である国民の判断を仰ぐことが重要である。
	瑞慶覧長風0	(30)	社大新	B	現行憲法において改正すべき必要性は見当たらない。改正の議論ではなくまずは憲法の理念に沿った政治の実現を目指すべきである。	C	憲法の柱である9条の改定は政府による権力集中や民主主義の侵害を招きかねず、国民の権利や自由を脅かす恐れがある。世界に信頼される平和国家として発展するためにも、今後も守るべきである。	現行憲法において改正すべき必要性は見当たらない。改正の議論ではなくまずは憲法の理念に沿った政治の実現を目指すべきである。
	新垣善之	(45)	無新	A	現代の生活様式も鑑み、国民の議論が高まれば、時代に合った改正を望む。	A		



	新垣新	(49)	自民現2	A	自民党では憲法改正に関する条文イメージとして、①自衛隊の明記、②緊急事態対応、③合区解消・地方公共団体、④教育充実の2項目に向けて取り組んでいる。	B	自衛隊については、憲法改正により自衛隊をきちんと憲法に位置づけ、「自衛隊違憲論」は解消すべきであり、現行の9条1項・2項とその解釈を維持し、自衛隊を明記するとともに自衛の措置(自衛権)についても言及すべきと考える。	①自衛隊の明記、②緊急事態対応、③合区解消・地方公共団体、④教育充実の2項目を掲げており、来年は自民党結党から70年の節目の年であり、本年中に我が党の党是である憲法改正実現のため、国民投票を通じ、主権者である国民の判断を仰ぐことを目指す。
	上原徳一郎	(64)	共産新	B	日本国憲法は、憲法9条という世界で最もすんだ恒久平和主義の条項をもっている。30条にわたる豊かで先駆的な人権規定が盛り込まれており、変える必要はない。	C	日本国憲法は、憲法9条という世界で最もすんだ恒久平和主義の条項であり変えない方がいい。	日本国憲法は、憲法9条という世界で最もすんだ恒久平和主義の条項であり変えない方がいい。
	大田守	(65)	維新新	A	時代と共に法律や社会制度が変わるように、憲法も国民の議論を踏まえた上で改正する必要がある。	b	国民の生命と財産を守るための自衛権をどこまで拡大するか議論は必要である。	憲法26条の義務教育費の無償化を教育費の「完全」無償化に変えるべき。
	玉城哲郎	(38)	無新	c	現行憲法の3原則である国民主権、平和主義、基本的人権の理念の実現に最大限取り組むべき。現状は逆にその理念・原則を逸脱する方向に向かっている。	c	9条を改定し自衛隊を明記することは、これまでの「専守防衛」を逸脱する。自衛隊の実態は米国の世界戦略の軍事力を補完する軍隊化であり、憲法理念の平和主義を骨抜きにする。軍事による安全保障から、外交による安全保障を追及するのが憲法に沿う。	特になし
糸満市区	島袋大	(51)	自民現4	A		B	自民党は憲法改正で自衛隊の明記、緊急事態対応、合区解消、地方公共団体、教育充実の4項目の条文イメージを掲げている。自衛隊は憲法に位置付けて自衛隊違憲論を解消すべき	
	瀬長美佐雄	(62)	共産現2	B	変える必要性がない。「安保関連三文書」の閣議決定で異次元の大軍拡、世界第3位の軍事費大国に進む中、日本政府・国家権力の暴走を止めるためにも憲法を改正すべきではない。	C	憲法9条は戦争の放棄、戦力の不保持、交戦権の否認を明記する徹底した恒久平和主義を貫いている。戦争を違法化した国連憲章の精神を進めるもので、世界的にも極めて先駆的な条文であり変えるべきでない。	国民の人権の保障を強化した「国民主権」、国民一人ひとりの生きる尊厳を保障する「基本的人権の尊重」や地方自治権など含む内容に不足はない。国民の人権や尊厳が保障されていない現実から乖離していることこそ政府が問われている。
豊見城市区	下地康教	(64)	自民現1	a		b		
	國仲昌二	(63)	立民現1	b	現行憲法改定の目的は、憲法9条を改定し自衛隊を明記することで、日本を戦争をしない国から、戦争ができる国、戦争をする国へ変えようとしていることは明らかだ。	c	現行憲法改定の目的は、憲法9条を改定し自衛隊を明記することで、日本を戦争をしない国から、戦争ができる国、戦争をする国へ変えようとしていることは明らかだ。	①国会開催要求に対する開催日時期限の明記。②総理大臣の解散権の制約

宮古島市区	新里匠	(47)	無新	a	戦後79年、憲法施行から74年になり社会は変革している。自衛隊を含む安全保障、国際的な協力体制、教育問題に関して時代にあった憲法改正は必要。	b	自衛隊の明記と自衛権の明記	質問1に回答(時代に合わせたものにする)
石垣市区	大浜一郎	(62)	自民現2	A	自民党では憲法改正に関する条文イメージとして、①自衛隊の明記、②緊急事態対応、③合区解消・地方公共団体、④教育充実の4項目を掲げ、実現に向けて取り組んでいる。	B	憲法改正により自衛隊をきちんと憲法に位置づけ、「自衛隊違憲論」は解消すべき。また緊急事態条項についても大いに議論すべきである。	①自衛隊の明記、②緊急事態対応、③合区解消・地方公共団体、④教育充実の4項目を掲げており、来年は自民党結党から70年の節目の年であり、本年中に我が党の党是である憲法改正実現のため、国民投票を通じ、主権者である国民の判断を仰ぐことを目指す。
	次呂久成崇	(50)	無現2	B	日本国憲法は基本的人権の尊重、国民主権を明確に示している。そもそも政府の都合のいい解釈により、憲法の定めから逸脱した行政行為がなされてきた経緯があることから改正議論より忠実に憲法を遵守することが優先されるべきである。	C	第9条の定めにより、戦後の日本は武力を使用するに至らなかった歴史的事実がある。それがもたらす国民的利益は計り知れなく、現在までの発展を支えてきた。世界に誇れる条文の一文であり、忠実に守られるべき定めた。	衆議院の解散は、内閣不信任案の可決と否決の場合についてのみ第69条で定められ実質的な解散権が内閣にあることは規定されておらず政権の都合のいい時期に解散権を行使している。内閣が恣意的にタイミングを選べるような運用は是正するべき。